

市立千歳市民病院経営改革会議傍聴要領（案）

1 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻 10 分前までに、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴することができない者

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 銃器、刃物等他人に危害を加える恐れがある物品を所持している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を所持している者
- (5) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

3 傍聴者遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会場において、飲食などはできません。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記 3 のほか、傍聴者は係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が以上の事項を遵守しない場合は、退場していただくことがあります。